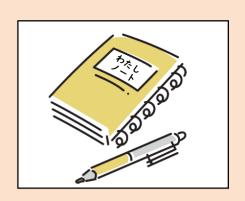
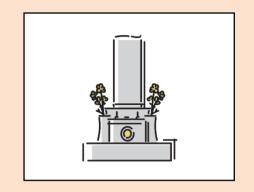


# 情報登録事業







# ~ 老いじたくの準備ができた方必見!~



突然倒れてしまったら 自分の意向を誰にも 、伝えられない…

このようなとき、自分の意向をあらかじめ登録しておく ことで希望に沿った対応につなげることができます。

大田区では、老いじたくに関する情報を区に登録し、もしもの時に登録情報を指定した方等にお伝えします。

### 情報提供の流れ



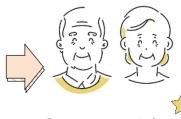
①老いじたくに 関する情報を登録



②病気や事故または 死亡により意思表示が できなくなる



③医療機関、警察、登録者が 指定した人へ区が老いじたく 情報を提供する



④あらかじめ登録した 自らの思いを実現

# 老いじたく情報登録事業のご案内

### (1)登録項目※①~④は必須登録

- ① 緊急連絡先、情報提供者
- ② 本籍、筆頭者
- ③ かかりつけ医療機関
- ④ 既住歴、現病歴 (アレルギー含)
- ⑤ リビングウィルの保管場所 (延命治療・終末期医療の意思)
- ⑥ エンディングノートの保管場所
- ⑦ 任意後見契約先と契約書の保管場所
- ⑧ 死後事務委任契約·老いじたくに関する 生前契約先と契約書の保管場所
- ⑨ 遺言書の保管場所
- (10) お墓の所在地

### (2)情報提供者

医療機関、警察、 大田区福祉機関及び 登録者が指定した人へ 老いじたく情報を提供します

(3)登録料

無料 です

## (4)登録対象者

大田区に住民登録がある 65歳以上 の方

老いじたくの準備は お早めに! 、

# 老いじたくパンフレット 配布中!

自分らしい老いじたくを実現するためにも 準備を始めてみませんか?

### 概要版【赤】



これから老いじたくを<u>考えてみ</u> ようとする方向けの内容です。



◆ 詳しくは こちら

### 詳細版【青】



これから<u>具体的に</u>老いじたくを 取り組んでいく方向けの内容です。



※配布場所:福祉管理課(本庁舎8階)、大田区社会福祉協議会、 各特別出張所、老人いこいの家、シニアステーション、 地域包括支援センターなど

問合せ 申請先 大田区福祉部福祉管理課 25 03-5744-1244